

## 令和3年度大江町新規就農者用作業小屋設置改修支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町長は、農業後継者の育成と農業振興の発展に資するため、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者が農作業小屋を新規に設置、購入又は賃貸借し改修工事を行う者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 農作業小屋 農業を営む者が出荷にかかる選果、箱詰、梱包等の作業をおこなうため、また農機具の収納および整備するための小屋をいう。
- (2) 新規就農者 就農時の年齢が50歳未満であり、就農開始から5年以内の者をいう。ただし、家族経営体の世帯員で、前年の生活の主な状態が、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者も含む。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有する新規就農者で、将来にわたり大江町において農業経営をおこなう意思があり、農作業小屋を新規に設置、購入又は賃貸借し改修する者。
- (2) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。ただし、就農開始から5年以内に、青年等就農計画の認定を受けることについて確約できる場合は、この限りでない。
- (3) 両親及び祖父母が所有する農作業小屋の賃貸借は除くものとする。
- (4) 過去に同様の補助を受けていない者。
- (5) 町税等を完納している者。
- (6) その他、町長が必要と認めた者。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとし、令和4年3月20日までに完了するものとする。

- (1) 農作業小屋を新規に設置する工事
  - (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事
  - (3) 農機具洗浄のための水回り改修工事
- 2 前条第1号に規定する者のうち、賃貸借し改修する者が補助対象工事を実施しようとする場合には、当該農作業小屋所有者の承諾を得るものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨てるものとする）とし、50万円を限度とする。

- 2 補助対象工事に要する費用は、消費税と地方消費税を含むものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

- (3) 補助対象工事の見積書の写し
- (4) 補助対象工事を行う部位を明記した図面の写し
- (5) 補助対象工事着手前の写真
- (6) 作業小屋の購入または賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 青年等就農計画認定書の写し
- (8) 確約書（別記様式第3号） ※青年等就農計画の認定を受けていない場合
- (9) 公簿等閲覧同意書（別記様式第4号）
- (10) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更で補助金額に増額を伴わない変更とする。

- (1) 補助対象工事に要する経費の配分の10分の3を超えない増減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、大江町新規就農者用作業小屋設置改修支援事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとし、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の支払い）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（財産処分の制限）

- 第10条 規則第22条の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第7号）に理由書を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができるものとする。
  - 3 規則第22条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。